

令和5年度 柏原羽曳野藤井寺消防組合自動販売機設置事業者募集要項

柏原羽曳野藤井寺消防組合（以下「当消防組合」と言う。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」と言う。）の募集に参加される方は本募集要項を熟読の上、お申し込み下さい。

1 公募物件

(1) 清涼飲料水 公募物件一覧を参照

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのため扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募の前に必ず設置場所を確認して下さい。設置場所の確認を行う場合、当消防組合の承諾を得て行ってください。なお、設置面積には使用済み容器等の回収ボックスは含みません。

※ 確認を行った上の応募とみなしますので、応募後の提示金額の変更はできません。

※ 公募物件一覧表に記載の販売見込本数等は、現在設置事業者の申告であり、販売本数等を確認するものではありません。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人、個人又は公共的団体に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 申込みの日から過去3年間において、自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る)の実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当しないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置・撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とします。

当消防組合が使用者の必要性や使用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、当初設定した公募条件等を変更しないことを前提として、当初許可から3年を限度に引き続き使用を許可します。ただし、当消防組合の事情等により契約期間中でも契約を解除する場合があります。その場合残存期間についての損害等の補償はしないものとします。

② 使用料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

使用料は当消防組合が発行する納入通知により納入期限（年2回）までに全額納入して下さい。

③ 電気料

自動販売機に掛かる電気使用料は、設置事業者の負担とします。なお、設置事業者において電気子メーターを設置して下さい。

電気使用料の請求額については、当消防組合が設定した次の算定方法に基づき算出します。ただし設置期間が1年に満たない場合はその期間の額とします。

当該期間の使用量（メーター数値）× 当該期間の電気料金単価（契約年度 令和5年4月～令和6年2月分における平均単価）

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電気工事・電気子メーター設置費を含む）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(2) 設置条件

自動販売機は物件番号の設置位置図に示した場所に設置すること。公募物件に示した設置場所サイズを超えないものとし、転倒防止等の安全対策も併せて行うこと。

(3) 使用上の制限

次の事項を遵守して下さい。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納入すること。
- ② 使用期間中に、2 応募資格要件（7）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売機の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、当消防組合の指示に従うこと。
- ⑤ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール飲料などの酒類をイメージする飲料の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 食品の自動販売機は、食品に対応した汎用のものを用いること。また品目は軽食（カップ麺、おむすび、サンドイッチ、惣菜パン、菓子パン、菓子、デザート等）とする。

(4) 維持管理責任

次の事項を遵守して下さい。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス又はゴミ箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、(2) 設置条件のとおりとし、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに設置前の状態に原状回復すること。なお、原状回復に掛かる費用は設置事業者の負担とします。

4 応募にかかる質問

(1) 質問受付期間

令和5年2月9日(木)から令和5年2月16日(木)午後5時まで

※電子メールのみの受付とします。

電子メールアドレス soumu@khf119-osaka.jp

※郵送、電話、FAXによる受付は行いません。

※質問はホームページの「質疑について」に記載のとおり指定の「質疑事項書」に質疑者名、メールアドレス、物件番号を明記してください。なお、明記がない場合はお答えできません。

(2) 質問回答期限

質問の回答については、令和5年2月17日(金)午後5時までとします。

(3) 回答方法

ホームページ上にて回答を行います。

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送にて受付いたします(一般書留郵便又は簡易書留郵便等到着確認が取れるもの)

申込受付期間 令和5年2月20日(月)～令和5年3月6日(月) 必着

送付先 〒583-0015

藤井寺市青山3丁目613番地の8

柏原羽曳野藤井寺消防組合 総務課 企画財政係宛

(2) 申込に必要な書類

複数の物件を申し込む場合は、応募物件ごとに必要

① 応募申込書(柏原羽曳野藤井寺消防組合所定様式) 1部

② 応募価格提案書(柏原羽曳野藤井寺消防組合所定様式) 1物件に1部

※応募物件ごとに定型封筒に封入りのこと

③ 誓約書(柏原羽曳野藤井寺消防組合所定様式) 1部

④ 法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの) 1部

⑤ 許認可等免許書の写し 1部

⑥ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し(公共的団体等は不要) 1部

⑦ 事業概要 1部

〈法人〉

(f) 会社概要

(i) 直近の貸借対照表、損益計算書

〈個人〉

(f) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(i) 直近分の所得税確定申告書の写し

〈公共的団体等〉

(f) 団体の規約、役員名簿

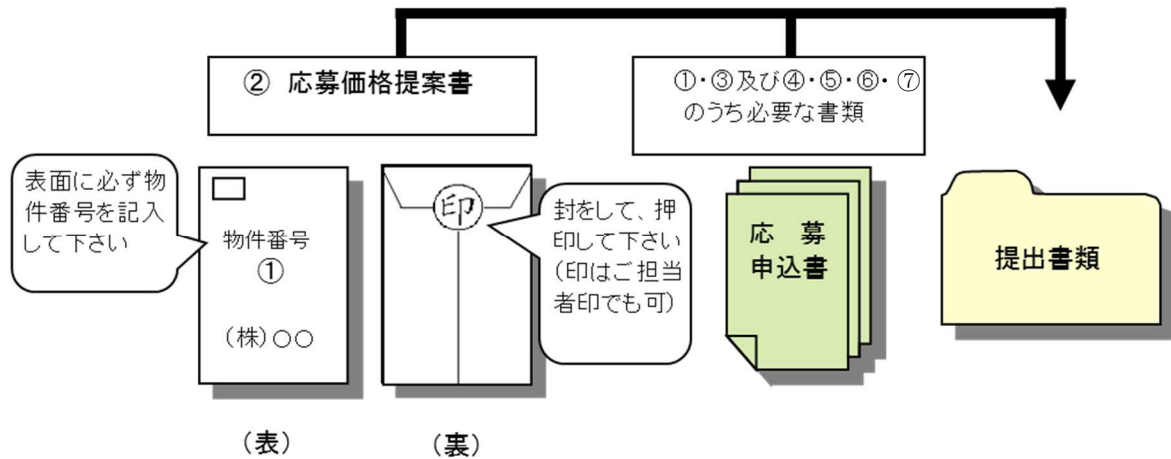
(i) 直近の収支計算書、実績等がわかるもの

(3) 書類の提出について

応募価格提案書を定型封筒(長形3号など)に入れ封をし、その封筒の表面に公募物件番号と事業者名を油性ボールペン等で記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、持参又は郵送により提出して下さい。

(下図参照)

複数の公募物件に申し込む場合は②応募価格提案書は1物件ごとに封筒を分けて下さい。



(4) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。応募価格提案書を開封し、公募物件に対し、最高価格で応募申込みを行った者を設置事業者として決定します。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当消防組合職員立会いのもと、くじにより決定します。最高価格提案者が業務の遂行が困難であることが判明した場合や、提案書の内容について実現できないと明確に判明した場合は、次点の価格提案者と交渉することがあります。

(1) 公開選定

- ① 日 時 令和5年3月9日(木) 午後2時00分
- ③ 場 所 柏原羽曳野藤井寺消防組合 4階 屋内訓練場
- ③ 注意事項 公開選定の立会いは応募者のみとします。事前申込みの必要はありませんが、1者当たり2名までとさせていただきます。

(2) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を連絡するとともに、当消防組合3階情報閲覧コーナーにある入札経過簿に決定金額及び設置事業者の法人・個人・公共的団体の区分を掲載します。

(3) 公募の中止等

不正な公募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

7 使用許可の申請の手続き

設置業者に決定した者は、物件ごとに下記提出書類を令和5年3月20日(月)までに提出して下さい。

(1) 提出書類

- ① 行政財産使用許可申請書 (柏原羽曳野藤井寺消防組合所定様式)
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ (寸法・消費電力のわかるもの)

(2) 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。その他本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同施行令、柏原羽曳野藤井寺消防組合財務規則その他関係法令に定めるところによります。

9 問い合わせ

柏原羽曳野藤井寺消防組合 総務課 企画財政係

電 話 072-958-9926 (直通)

FAX 072-958-9900

午前9時00分から午後5時00分まで (土日祝日除く)